

確認申請に伴う協議用チェックリスト【開発指導課】

建築主 氏名：

建築場所 地名地番：東大阪市

建築確認申請と同内容

報告者（設計者）会社名：

氏名：

報告者連絡先 電話番号：

申請の種類 新規・ 計画変更 / 建築物 工作物（擁壁）

工事の種類別 新築・ 増築・ 改築・ 移転・ 用途変更・ 大規模の修繕・ 大規模の模様替

都市計画法に基づく開発許可

市街化調整区域内

該当するものすべてに

開発指導要綱適用

位置指定道路に接道

流通業務地区内

盛土規制法（宅地造成等工事規制区域内）

上記建築場所における宅地造成等工事規制区域内の建築計画について、宅地造成及び特定盛土等規制法に関する事項を以下の通り報告します。

記入例 1
高低差のない平地における建築で、造成行為がない場合

盛土規制法第12条第1項に基づく許可要否

以下の【A】～【C】について該当する に を記入してください。（A～Cの解説は裏面参照）

【A】盛土及び切土（造成前後の地盤面の標高差が30cm超）をする部分の合計面積

500㎡以下

500㎡を超える

（30cmを超える盛土及び切土がない場合を含む）

【B】新たに生じる崖（擁壁）の高さ

事前相談書提出必要

受付番号（ ）

1m以下

1mを超える

（新たに崖を生じない場合を含む）

【C】高さ2mを超える盛土の有無

事前相談書提出必要

受付番号（ ）

2m超の盛土なし

2m超の盛土あり

（盛土がない場合を含む）

許可が必要な造成行為がない旨の裏書き

事前相談書提出必要

受付番号（ ）

土地の保全等

【D】に該当する場合に

【D】新設擁壁あり。擁壁設計において、安全性を確認している。

敷地内の既存擁壁について

【E】か【F】いずれかに 【F】に該当する場合はその後の項目についても

【E】既存擁壁なし

以降の項目記載不要

【F】既存擁壁あり

以降の項目記載必要

どちらからか 既存擁壁の築造時に建築物の荷重が見込まれて設計されており、今回の建築計画は築造時に見込まれている荷重内であることを確認している。（許可及び検査済証のある擁壁等）

どちらからか 建築物の荷重が擁壁にかからない設計としている。（建築物基礎（杭、柱状改良を含む）を擁壁の安息角内に根入れする等）

どちらからか 既存擁壁を調査したところ、安全性に支障がないと判断した。
（二段擁壁等不適切な擁壁構造となっておらず、はらみやひび割れ、隅角部の開き等の変状がなく、水抜き穴等排水状況にも支障がない）

どちらからか 既存擁壁を調査したところ、補修又は補強することで安全性に支障がないと判断した。
補修又は補強の内容（ ）

※このチェックリストは2部開発指導課に提出してください。（1部は控えとして返却します）

確認申請に伴う協議用チェックリスト【開発指導課】

建築主 氏名：

建築場所 地名地番：東大阪市

建築確認申請と同内容

報告者（設計者）会社名：

氏名：

報告者連絡先 電話番号：

申請の種類 新規・ 計画変更 / 建築物 工作物（擁壁）

工事の種類別 新築・ 増築・ 改築・ 移転・ 用途変更・ 大規模の修繕・ 大規模の模様替

都市計画法に基づく開発許可

開発指導要綱適用

流通業務地区内

市街化調整区域内

位置指定道路に接道

盛土規制法（宅地造成等工事規制区域内）

該当するものすべてに

上記建築場所における宅地造成等工事規制区域内の建築計画について

宅地造成及び特定盛土等規制法に関する事項を以下の通り報告します。

記入例 2

高低差のある土地（既存擁壁あり）における建築で、造成行為がない場合

盛土規制法第12条第1項に基づく許可要否

以下の【A】～【C】について該当する に を記入してください。（A～Cの解説は裏面参照）

【A】盛土及び切土（造成前後の地盤面の標高差が30cm超）をする部分の合計面積

500㎡以下

（30cmを超える盛土及び切土がない場合を含む）

500㎡を超える

【B】新たに生じる崖（擁壁）の高さ

事前相談書提出必要

受付番号（ ）

1m以下

（新たに崖を生じない場合を含む）

1mを超える

【C】高さ2mを超える盛土の有無

事前相談書提出必要

受付番号（ ）

2m超の盛土なし

（盛土がない場合を含む）

2m超の盛土あり

許可が必要な造成行為がない旨の裏書き

事前相談書提出必要

受付番号（ ）

土地の保全等

【D】に該当する場合に

【D】新設擁壁あり。擁壁設計において、安全性を確認している。

敷地内の既存擁壁について

【E】か【F】いずれかに 【F】に該当する場合はその後の項目についても

【E】既存擁壁なし

以降の項目記載不要

【F】既存擁壁あり

以降の項目記載必要

どちらからか 既存擁壁の築造時に建築物の荷重が見込まれて設計されており、今回の建築計画は築造時に見込まれている荷重内であることを確認している。（許可及び検査済証のある擁壁等）

どちらからか 建築物の荷重が擁壁にかからない設計としている。（建築物基礎（杭、柱状改良を含む）を擁壁の安息角内に根入れする等）

建築物等の荷重と既存擁壁の関係性及び既存擁壁自体の安全性について該当するものに

どちらからか 既存擁壁を調査したところ、安全性に支障がないと判断した。（二段擁壁等不適切な擁壁構造となっておらず、はらみやひび割れ、隅角部水状況にも支障がない）

どちらからか 既存擁壁を調査したところ、補修又は補強することで安全性に支障がないと判断した。補修又は補強の内容（ ）

※このチェックリストは2部開発指導課に提出してください。（1部は控えとして返却します）

確認申請に伴う協議用チェックリスト【開発指導課】

建築主 氏名：

建築場所 地名地番：東大阪市

建築確認申請と同内容

報告者（設計者）会社名：

氏名：

報告者連絡先 電話番号：

申請の種類 新規・計画変更 / 建築物 工作物（擁壁）

工事の種類別 新築・増築・改築・移転・用途変更・大規模の修繕・大規模の模様替

都市計画法に基づく開発許可

市街化調整区域内

該当するものすべてに

開発指導要綱適用

位置指定道路に接道

流通業務地区内

盛土規制法（宅地造成等工事規制区域内）

上記建築場所における宅地造成等工事規制区域内の建築計画について、宅地造成及び特定盛土等規制法に関する事項を以下の通り報告します。

記入例 3

事前相談書の提出が必要な造成行為がある場合

盛土規制法第12条第1項に基づく許可要否

以下の【A】～【C】について該当する に を記入してください。（A～Cの解説は裏面参照）

【A】盛土及び切土（造成前後の地盤面の標高差が30cm超）をする部分の合計面積

50.0㎡以下

50.0㎡を超える

（30cmを超える盛土及び切土がない場合を含む）

【B】新たに生じる崖（擁壁）の高さ

事前相談書提出必要

受付番号（ ）

1m以下

1mを超える

（新たに崖を生じない場合を含む）

【C】高さ2mを超える盛土の有無

事前相談書提出必要

受付番号（24相10）

2m超の盛土なし

2m超の盛土あり

（盛土がない場合を含む）

許可が必要な造成行為がない旨の裏書き

事前相談書提出必要

受付番号（ ）

事前相談書の決裁後、事前相談書の受付番号を記載しチェックリストを提出

土地の保全等

【D】に該当する場合に

【D】新設擁壁あり。擁壁設計において、安全性を確認している。

敷地内の既存擁壁について

【E】か【F】いずれかに 【F】に該当する場合はその後の項目についても

【E】既存擁壁なし

以降の項目記載不要

【F】既存擁壁あり

以降の項目記載必要

どちらか 既存擁壁の築造時に建築物の荷重が見込まれて設計されており、今回の建築計画は築造時に見込まれている荷重内であることを確認している。（許可及び検査済証のある擁壁等）

どちらか 建築物の荷重が擁壁にかからない設計としている。（建築物基礎（杭、柱状改良を含む）を擁壁の安息角内に根入れする等）

どちらか 既存擁壁を調査したところ、安全性に支障がないと判断した。（二段擁壁等不適切な擁壁構造となっておらず、はらみやひび割れ、隅角部の開き等の変状がなく、水抜き穴等排水状況にも支障がない）

どちらか 既存擁壁を調査したところ、補修又は補強することで安全性に支障がないと判断した。補修又は補強の内容（ ）

※このチェックリストは2部開発指導課に提出してください。（1部は控えとして返却します）

確認申請に伴う協議用チェックリスト【開発指導課】

建築主 氏名：

建築場所 地名地番：東大阪市

建築確認申請と同内容

報告者（設計者）会社名：

氏名：

報告者連絡先 電話番号：

申請の種類 新規・ 計画変更 / 建築物 工作物（擁壁）

工事の種類別 新築・ 増築・ 改築・ 移転・ 用途変更・ 大規模の修繕・ 大規模の模様替

都市計画法に基づく開発許可

市街化調整区域内

該当するものすべてに

開発指導要綱適用

位置指定道路に接道

流通業務地区内

盛土規制法（宅地造成等工事規制区域内）

上記建築場所における宅地造成等工事規制区域内の建築計画について、宅地造成及び特定盛土等規制法に関する事項を以下の通り報告します。

記入例 4

開発許可を受け、擁壁築造完了後、建築確認申請を行う場合。

盛土規制法第12条第1項に基づく許可要否

以下の【A】～【C】について該当する に を記入してください。（A～Cの解説は裏面参照）

【A】盛土及び切土（造成前後の地盤面の標高差が30cm超）をする部分の合計面積

500㎡以下

500㎡を超える

（30cmを超える盛土及び切土がない場合を含む）

【B】新たに生じる崖（擁壁）の高さ

事前相談書提出必要

受付番号（ ）

1m以下

1mを超える

（新たに崖を生じない場合を含む）

【C】高さ2mを超える盛土の有無

事前相談書提出必要

受付番号（ ）

2m超の盛土なし

2m超の盛土あり

（盛土がない場合を含む）

許可が必要な造成行為がない旨の裏書き

事前相談書提出必要

受付番号（ ）

土地の保全等

【D】に該当する場合に

【D】新設擁壁あり。擁壁設計において、安全性を確認している。

敷地内の既存擁壁について

【E】か【F】いずれかに

【F】に該当する場合はその後の項目についても

【E】既存擁壁なし

以降の項目記載不要

【F】既存擁壁あり

以降の項目記載必要

既存擁壁の築造時に建築物の荷重が見込まれて設計されており、今回の建築計画は築造時に見込まれている荷重内であることを確認している。（許可及び検査済証のある擁壁等）

建築物の荷重が擁壁にかからない設計としている。（建築物基礎（杭、柱状基礎等）の設計等による等）

開発許可を受けて築造済みの擁壁について記載

既存擁壁を調査したところ、安全性に支障がないと判断した。（二段擁壁等不適切な擁壁構造となっておらず、はらみやひび割れ、隅角部の開き等の変状がなく、水抜き穴等排水状況にも支障がない）

既存擁壁を調査したところ、補修又は補強することで安全性に支障がないと判断した。補修又は補強の内容（ ）

※このチェックリストは2部開発指導課に提出してください。（1部は控えとして返却します）